アメリカン・エキスプレス®
コーポレート・パーチェシング・カード会員規約

重要：アメリカン・エキスプレス・コーポレート・パーチェシング・カードをご利用いただく前に、このカード会員規約（以下「本規約」という。）に定める規定をよくお読みください。カードを保持し、あるいは使用された場合、本規約の条件に同意されたものとみなします。

第1条（定義）

「**当社**」とは、アメリカン・エキスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッドをいいます。

「**法人会員**」とは、アメリカン・エキスプレス・コーポレート・パーチェシング・カードのアカウント開設を当社が認めた法人およびその他の団体をいいます。なお、当社は法人会員の要請に基づき、法人会員にカードを発行します。

「**カード会員**」とは、法人会員がカードの発行およびカードの使用を承認した法人会員の従業員であって、当社に対しカード使用者として届出を行い、当社がカード使用者として認めた者をいいます。部署名義、支払科目名義、その他法人会員の任意の名義（以下「部署名義等」という。）でカードを発行する場合（以下、部署名義等で発行するカードを「部署名義等カード」という。）は、法人会員の従業員であって、かつカードを利用することを法人会員が認めた者をいいます。

「**カード**」とは、アメリカン・エキスプレス・コーポレート・パーチェシング・カードをいいます。プラスチック・カードを発行しない場合、「カード」はコーポレート・パーチェシング・カードのアカウント番号を意味するものとします。

「**カード利用代金等**」とは、カードの使用に関する売上票の署名の有無にかかわらず、カードを使用して決済する取引に係る支払金額、および本規約に基づいて支払うべきその他のすべての金額をいいます。

「**加盟店**」とは、物品・サービスの購入代金の支払方法としてカードの使用を認める法人、会社、商店その他をいいます。

「**管理責任者**」とは、法人会員が、法人会員のアカウントの管理責任者として書面で指定するその役員または従業員で、法人会員が、本契約（第18.1条第(a)項において定義する。）に関するすべての事項について法人会員を代理する権限を委任する者をいいます。

「**不正利用額**」とは、法人会員およびカード会員のいずれも何らの利益を得ず、かつ、カード会員ではなく、またカードの利用権限を持たない者の使用に係るカード利用代金等をいいます。

「**連絡担当者**」とは、カード会員の入会申込手続き、諸届出（法人会員情報およびカード会員情報の更新を含む。）、カード再発行手続き、退会手続きその他の手続きに関し、法人会員と当社との間で連絡調整を行う担当者であって、法人会員が書面で指定する従業員をいいます。

第2条（署名）

プラスチック・カードを発行する場合は、カード会員は、カード会員の特定および不正使用防止のため、カードを受領後直ちに、かつカードの使用を開始する前にカード裏面に署名することに同意するものとします。

第3条（管理責任者・連絡担当者）

(a) カード会員は、諸届出（カード会員情報の更新を含む。）、退会手続きその他の手続きを、管理責任者または連絡担当者がカード会員に代わって行う場合があることをあらかじめ承諾します。

(b) 管理責任者および連絡担当者は、原則として法人会員の従業員とします。ただし、法人会員がカードに関する業務を第三者に委託している場合に限り、第三者の従業員を指定することができるものとし、法人会員が第三者の従業員を指定した場合は、法人会員がカードに関する業務を当該第三者に委託したものとみなします。なお、係る業務委託に伴う本委託先への個人情報の移転（当社がその指示に従い行うものを含む。）について、カード会員本人からの同意取得または本委託先の監督その他個人情報保護法上必要となる対応（本委託先が国外にある者の場合、個人情報の国外移転のために必要となる対応を含む。）については、法人会員が自らの責任で行うものとします。

第4条（支払責任）

カード利用代金等の一切について、法人会員が当社に対する支払責任を負うものとします。

第5条（不正利用額の支払責任）

(a) 次のいずれかに該当する場合のみ、法人会員は不正利用額についての支払責任を負うものとします。

ⅰ.法人会員またはカード会員が本規約に違反する行為を行った場合、あるいはカードの使用について定める次条に違反して暗証番号等を十分に管理しなかった場合

ⅱ.カードの盗難、紛失、または不正使用（以下、総称して、「**不正使用等**」という）が法人会員またはカード会員の行為に起因する場合、法人会員またはカード会員が不正使用等に関与した場合、あるいは法人会員またはカード会員が不正使用等から何らかの利益を得た場合

ⅲ.法人会員またはカード会員が本規約**第16条**の定めに違反して、当社への通知および警察署への届出が遅れた場合

(b) 前項の規定にかかわらず、プラスチック・カードの発行を伴う部署名義等カードの場合、すべての不正利用額を含むカード利用代金等の一切について、法人会員が支払責任を負うものとします。

第6条（カードの使用）

(a) カードは、当社が指定し、当社が適当と定める方法でカード会員に対して通知する有効期間中に限り、本規約に従って使用することができます。部署名義等カードのプラスチック・カードを発行しない場合は、法人会員が指定した部署名義、支払科目名義、その他の名義宛にカードの有効期間、カード番号およびセキュリティ番号（以下「カード情報」という）を通知するものとします。（複数の部署名義等カードを発行する場合には、部署宛または管理責任者宛にまとめて通知する場合があります。）

(b) カード会員は、支払い、本人確認、またはその他のいかなる目的であっても、カードもしくはカード番号を他人に貸与したり、他人の使用に供することをしてはなりません。また、カード会員は、カードの表面に刻印されている会員番号、会員氏名、有効期限等の表示事項を他人に使用させることはできません。

(c) カード会員は、カードを使用して購入または利用した物品、チケット、サービスその他を返品して、現金による返金を受領してはなりません。返品は、加盟店が同意した場合あるいは加盟店の義務である場合に、カードへの払い戻しを行う方法で行うものとします。

(d) 法人会員の会社更生もしくは特別清算等の申立てがなされ有効である場合、あるいはその資産についての管財人、清算人等が指名された場合、カード会員は、カードを使用できないものとします。

(e) カード会員は、請求されたカード利用代金等を完済できる見込みのない場合、カードの使用を中止するものとします。

(f) カード会員は、当社が理由のいかんにかかわらず、またカード会員に対する事前の通知をすることなく、特定のカード利用を承認しない権利を有すること、および当社によるカード利用の拒否の結果、カード会員もしくはその他の者が被るいかなる損害についても、当社は一切の責任を負わないことについて同意するものとします。

(g) カード会員は、日本の法令、またはカードを使用する国あるいは物品・サービスが提供される国の法令で禁止されている物品・サービスの購入等、違法な目的のためにカードを使用してはならないものとします。

(h) プラスチック・カードを発行しない場合を除き、カード会員は、カードの使用に係る各暗証番号、オンラインサービス用パスワード等（以下、併せて「暗証番号」という）を、当社に登録するものとします。カード会員からの登録がない場合、または、カード会員が登録した暗証番号について当社が不適切と判断した場合は、当社が暗証番号を登録し通知することがあります。暗証番号の登録、指定および利用に関しては、当社所定の手続きに従っていただきます。暗証番号について、カード会員は以下の事項を遵守することに同意するものとします。

- 暗証番号を記憶する。
- 当社から暗証番号の通知を受け取った場合には、それを破棄する。
- カード券面に暗証番号を書き込まない。
- カードまたはカード番号とともに、あるいはそのすぐ近くに暗証番号を記録しない。
- 暗証番号を誰にも知らせない。
- 暗証番号を指定する際には、氏名、生年月日、電話番号等、容易に類推可能なものを暗証番号として選択しない。
- 暗証番号入力の際には、暗証番号を他人に見られることのないように十分注意する。

カード会員は暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理する責任があります。カード利用の際、会員の暗証番号が使用された場合は、そのために生ずる一切の債務についての責任は本規約**第4条**および**第5条**の定めに従うものとします。ただし、暗証番号の管理につき、法人会員もしくはカード会員のいずれにも故意または過失がなかったことの証明があった場合はこの限りではないものとします。

カード会員は、別途当社が定める手続きに従い、暗証番号を変更することができます。ただし、ＩＣカードの暗証番号を変更する場合は、カードの再発行手続きが必要となります。

(i) カード会員は、カードを利用して、加盟店で物品・権利の購入、役務の提供等を受けることができます。カード会員は、加盟店でカードを提示して使用するときは、加盟店の指示に従い、カード利用代金等の明細を記載した売上票にカード裏面の署名と同じ署名をし、もしくは、加盟店の端末機に暗証番号を入力し、または、署名と暗証番号の入力の両方を行うものとします。ただし、カード会員がカード利用の意志を明確にして行う次の各号の取引等については、カード会員の署名のない売上票を当社または加盟店において作成する場合があります。

- 電話、郵便、インターネット等を通じて行う通信販売等の取引
- カードやカード番号と暗証番号とを用いて行う取引
- 当社と加盟店との取り決めにより、売上票へのカード会員の署名を省略する取引
- その他当社が随時定め、会員誌等によりカード会員に告知する取引

(j) カード会員は加盟店に対して、定期的にまたは繰り返して行われる物品の購入またはサービス提供に係るカード利用代金等（以下「定期的カード利用代金等」という。）をカード会員が事前に登録するカード番号を使用して決済することを認めることができます。

(k) 法人会員およびカード会員は、当社または当社の加盟店業務委託先と加盟店との間の加盟店契約の内容に従い、加盟店でのカード利用による取引の結果発生した加盟店の法人会員またはカード会員に対する債権を、（1）当該加盟店から直接または第三者を経由して当社に対して譲渡されること、または、（2）法人会員もしくはカード会員からの委託に基づいて当社が立替払いをすることについて、あらかじめ承諾します。また、法人会員およびカード会員は、上記（1）の譲渡に際し、加盟店に有する抗弁（同時履行の抗弁、相殺の

08_0105_CM_T&C_CPS_J_10/23

抗弁、無効・取消・解除、消滅時効の抗弁を含むがこれらに限られません。）を主張しないことをあらかじめ承諾するものとします。

(l) カード会員は、カードを法人会員の業務目的にのみ使用することができるものとします。ただし、カード会員が本項に違反してカードを利用した場合であっても、法人会員は、当該利用について当然に支払義務を負うものとします。

(m) 部署名義等カードを発行する場合は、当社および加盟店は、当該部署名義等カードの利用につき、法人会員の従業員であること、およびカード使用者の資格を有することを確認する義務を負わないものとし、当該カードの使用は、カードの使用者の資格を有するものとして取り扱われるものとします。

第7条（支払い）

(a) カード利用代金等についての支払期日は、当社がカード利用代金等の明細について作成する「ご利用代金明細書」において指定するものとします。当社への支払いはすべて日本円で行っていただくものとします。支払いが指定金融機関口座からの自動振替の方法による場合で、当社指定日に自動振替ができなかった場合には、一部金融機関との約定に基づき、指定日以降再度全額または一部を自動振替することができるものとします。

(b) 支払期日後の支払い、一部のみの支払い、または紛議の対象であるカード利用代金等の調整その他を当社が認めた場合も、全額についての請求権をはじめとする本規約および法令に基づく当社の権利を放棄するものではなく、また、本規約を変更することについて当社が同意することを意味するものではありません。全額決済に不足する金額の支払いを認める場合、当社はいずれの債務に充当するかを自己の裁量で決定するものとします。

第8条（手数料等）

カードについてお支払いいただく手数料等は、下記料金表に記載のとおりです。追加サービスを選択される場合は、その他のサービス手数料等をお支払いいただく場合があります。その金額は、係る追加サービスの提供に同意をいただく際に提示します。また、本規約に定めのないサービスを提供する場合には別途手数料等を請求する場合があります。当社は、本規約**第24条**（本規約の改定）に従って下記料金表の変更を行うことができるものとします。

第9条（遅延損害金）

支払期日にお支払いいただく金額が「ご利用代金明細書」に記載される支払債務の全額を完済させるに足りない場合、当社は該当するカードについての利用を一時停止または取り消す権利を有するものとし、また、支払遅延金額に対して以下の方法で遅延損害金を請求するものとします。

- 「ご利用代金明細書」において請求金額合計額として記載される金額が指定支払期日までに完済されなかった場合、未払い額は支払遅延金額として認識されます。
- 翌月以降の「ご利用代金明細書」において、支払遅延金額に対する遅延損害金を記載のうえ、請求します。
- 支払遅延金額として記載される金額は、未払いの遅延損害金を含む場合があります。
- 遅延損害金は下記料金表に記載の料率で算定のうえ、負担していただきます。

第10条（支払遅延金額についての追加手数料等）

銀行振込その他の方法でお支払いいただく金額が支払債務の全額を完済させるに足りない場合、法により禁止される場合を除き、未払いの金額のほか、当社が定める追加手数料および合理的な範囲で徴収および法的手続きに要した費用を負担していただきます。追加手数料を定める場合は、下記料金表に記載します。

第11条（カードの更新）

プラスチック・カードを発行する場合であって、法人会員から退会もしくはカードの取消の指示がない場合において、当社が引き続きカード会員として適格と認めるときには、カードの有効期間満了ごとに更新カードを発行するものとし、また下記料金表にカード年会費の記載がある場合は、毎年お支払いいただきます。

第12条（定期的にまたは繰り返して請求されるカード利用代金）

カード会員は、**第6条第(j)項**に基づき、定期的カード利用代金等を事前に登録するカード番号を使用して決済する場合において、カードの再発行もしくは退会の際には、定期的カード利用代金等の支払いまたは物品・サービスの提供が滞りなく行われるように、自己の責任で加盟店に連絡のうえ、更新されたカードの情報またはカードの退会および代替となる支払方法についての情報を提供するものとします。法人会員は、退会されたカードに発生する定期的カード利用代金等についての支払責任を負います。定期的カード利用代金等の停止に必要な手続きは、加盟店と確認のうえ手続きをするものとします。以上の規定にかかわらず、法人会員は、当社から一部の加盟店（その決済代行機関等を含む。）に対して、カード会員に代わり、カード番号・有効期限の変更およびカードの無効情報を通知する場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

第13条（請求先住所等届出事項）

法人会員およびカード会員は、法人会員の名称、請求書送付先住所、またはEメールアドレスに変更があった場合には、直ちに当社に通知するものとします。また、「ご利用代金明細書」をカード会員に直接送付する方法が選択されている場合、カード会員は自己の氏名、住所、Eメールアドレスその他、当社に届け出た事項に変更があった場合には、直ちに当社に通知するものとします。「ご利用代金明細書」の送付先として日本国外の住所が指定されている場合、当社は管理費として追加の手数料を請求できるものとします。

第14条（加盟店との紛議・誤請求その他）

(a) カード会員は、「ご利用代金明細書」が正確であるかどうかについて確認する責任を負い、誤請求その他異議のある事項がある場合には、①当該「ご利用代金明細書」を郵送で受け取った日もしくは当社ウェブサイト上での閲覧・確認が可能となった日から2週間以内、または②当該「ご利用代金明細書」記載の支払期日の1週間前、のいずれか遅い方の期日までに当社に申し出るものとします。期日内に申し出のない場合は、「ご利用代金明細書」の記載内容について承認いただいたものとみなします。

(b) 加盟店が特定のカード利用代金等について払い戻し処理をしたときは、当社は受領し次第、カード会員のカードに係るアカウントにおいて調整します。加盟店との紛議が速やかに解決せず継続するときは、当社は紛議中の金額について一時的に請求保留とする場合がありますが、その場合も、法人会員は係る金額を控除した請求金額全額について支払う義務があります。

(c) 法の要請のある場合を除き、カードを使用して得た物品・サービスの瑕疵について、および加盟店のカード利用の拒否について、当社は一切責任を負いません。法人会員またはカード会員は加盟店に対して直接申立て等をするものとします。法人会員およびカード会員は、係る申立てその他、加盟店との紛議を理由として当社への支払いを留保することはできません。

(d) 法人会員またはカード会員が不正利用額について申し立てる場合、カード会員は当社の要請に従って、警察の被害届受理書、供述書その他の確認書面を当社に提出していただきます。カード会員は係る申立てをする場合、当社がカード会員より入手する情報もしくは調査の対象である情報を警察その他の調査機関等に開示することについて同意するものとします。またカード会員は不正利用額の申立てに関連して、当社および警察に合理的な範囲で情報提供その他の協力をすることに同意するものとします。

第15条（代位）

カードを使用して購入した物品・サービスが加盟店より提供されない場合、当社は自己の裁量により、該当するカード利用代金等の金額をカード会員のカードに係るアカウントにおいて払い戻しとして調整する場合があります。その場合、カード会員は、当社を加盟店に対する申立て等をカード会員の名において、ただし当社の費用負担にて行う代理人として委任することに同意するものとします。また当社が要請する場合は、カード会員が有する係る申立て等を行う権利を当社に譲渡することに同意するものとします。

第16条（カードの紛失・盗難・不正使用）

次のいずれの場合も、カード会員は直ちに当社に届け出るものとします。この場合には、カード会員は、最寄りの警察署に紛失届・被害届等を提出したうえ、その警察署より交付される届出の受理を証明する文書または受理番号その他警察署への申告等を行ったことを示す書類として当社が認めるものを当社に提出するものとします。

ⅰ. カードを紛失した、または盗難にあった場合
ⅱ. 更新カードもしくは再発行カードがカード会員に到着しない場合
ⅲ. 暗証番号を他人に知られてしまった場合
ⅳ. カードが不正に使用されている疑いがある場合

紛失もしくは盗難を届け出た後にカードが見つかった場合、当該カードを破棄し、再発行されるカードを使用するものとします。

第17条（外貨建てのカード利用代金等）

(a) カード利用代金等が日本円以外の通貨で生じた場合には、American Express Exposure Management Ltd.（以下「AEEML」）が日本円に換算します。この換算は、アメリカン・エキスプレスにおけるカード利用代金等の処理日に行われ、当該カード利用代金等のアメリカン・エキスプレスへの提出時期により実際のカード利用日と異なることがあります。

(b) 前項の円換算に際しては、カード利用代金等が米ドル以外の外貨建てで生じた場合には、米ドルを介しての円換算、すなわちカード利用代金等を一旦米ドルに換算後これを円換算します。また、カード利用代金等が米ドル建てで生じた場合には、直接円換算します。カード会員は、AEEMLによる円換算に際しては、法令により特定の換算レートの適用が義務付けられている場合、または協定もしくは現地の慣例により当該カード利用代金等に関して特定の換算レートが使用される場合を除き、AEEMLが日本国外で所有し管理するアメリカン・エキスプレス財務システムを利用し、換算日の前営業日における主要な外国為替相場情報から選択した銀行間レートを基に、下記料金表に記載する、あるいはその他の方法で当社が通知する外貨取扱手数料を加えた換算レートを使用する（ただし、米ドルを介しての円換算の場合、当該手数料が重複して課せられることはありません。）ことを理解し、同意するものとします。この外貨取扱手数料はAmerican Express Travel Related Services Company, Inc. もしくはその関連会社の収益となります。

(c) カード会員は、法令により特定の換算レートの適用が義務付けられている場合を除き、カード利用代金等がアメリカン・エキスプレスに提出される前に第三者により換算される場合、適用される換算レートは当該第三者が決定すること、および当該第三者が定める手数料を含む場合のあることを理解し、同意するものとします。

(d) ①外貨建てのカード利用が取り消された場合の取り消されるべき金額の円換算、および②付加価値税の還付金の円換算は、アメリカン・エキスプレスが当該処理を行う期日を換算日として、前3項の規定に準じるものとします。

(e) 本条(a)項から(c)項までの規定にかかわらず、一部の海外加盟店でのカード利用に際して、加盟店から外貨建ての利用金額とともに、加盟店が独自に定めるレートにより換算した円建ての利用金額の提示がある場合において、カード会員が円建ての利用金額によることを選択したときは、当該円建て金額をカード利用代金等として請求します。なお、係る場合において、カード会員が当該カード利用を取り消した場合、取消金額は外貨建てで生じることがあり、その場合取り消すべき金額の円換算は前４項に従います。

第18条（個人情報）

第18.1条（個人情報の収集・保有・利用、提供）

(a) カード会員および入会申込者（以下「会員等」という。）は、当社が本規約に基づく取引（申込みを含む。以下「本契約」という。）を含む会員等との取引の与信判断および与信後の管理（支払い延滞時の督促および債権譲渡を含む。）ならびに付帯サービスの提供等を目的とし、以下の個人情報を当社が保護措置を講じたうえで収集・保有・利用することに同意するものとします。

ⅰ. 所定の申込書等に会員等が記載した会員等の氏名、年齢、生年月日、性別、住所、電話番号、Eメールアドレスその他の連絡先、勤務先、家族情報、住居状況等（変更の届出があったものを含む）

ⅱ. 本契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、加盟店での利用に関する情報

ⅲ. 本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況

ⅳ. 本契約に関する会員等の支払能力を調査するためまたは支払途上における支払能力を調査するため、会員等が申告した会員等の資産、負債、収入、支出、当社が収集したクレジット利用履歴および過去の返済状況

ⅴ. 犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項、および、会員等が当社に提出した収入証明書類等の記載事項

ⅵ. 当社または業務委託先が収集した転居先、勤務先、電話番号等の連絡先情報および適法に交付を受けた会員等の住民票、戸籍謄抄本等の情報

ⅶ. 官報・電話帳等一般に公開されている情報

ⅷ. オンラインによる申込みに関するIPアドレス、インターネットサービスプロバイダー、クッキー、アプリケーションID、その他の申込みに利用される機器、ソフトウェア（OSやアプリケーション等）、通信等の利用状況・利用環境等に関する情報および申込みの時間等の申込み行為に係る情報

ⅸ. その他会員等から申告を受け、またはお問い合わせにより当社が知りえた情報（会員等との間の会話録音による音声情報を含む）

(b) 会員等は、前項に定めるもののほか、以下各号の目的のため、当社が個人情報を利用することに同意するものとします。当社の具体的事業に関しては当社ホームページに掲載しています。

ⅰ. クレジット・カードの基本的機能および付帯サービス等の提供

ⅱ. クレジット・カードに関する加盟店との連絡・管理のため

ⅲ. 当社、関連会社または加盟店の事業に関する、郵便、電話、Eメール等の方法による営業案内

ⅳ. 当社または関連会社、提携会社の金融商品・サービス等の販売・勧誘

ⅴ. 当社が代理店として各保険会社・共済の委託を受けて行う各社の損害保険、生命保険、共済およびこれらに付帯・関連するサービス等の提供のため（各委託元保険会社・共済の利用目的は、各社のホームページに記載してあります。）

ⅵ. 当社の事業における市場調査、統計作成、商品開発

ⅶ. お申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配およびそれらのサービスの受領のための手続き

ⅷ. 各種お問い合わせ・ご要望に対する対応、サービス向上、および当社からの連絡のため（支払請求に関する連絡を含む）

ⅸ. 当社の法律上の権利行使または義務履行のため

ⅹ. 不正利用対策のため

ⅺ. その他、対象となる会員等から別途同意をいただいた目的

(c) 会員等は、**本第18.1条第(a)項**に定めるもののほか、会員等が加盟店の代表者または加盟店である場合には、当社が、本契約に定められた会員等の義務の履行を確認し、本契約に基づいて必要な措置を講じるためおよび加盟店契約で定められた加盟店の義務の履行を確認し、加盟店契約に基づいて必要な措置を講じるために、**本第18.1条第(a)項ⅰ号**および**ⅱ号**の個人情報とともに、加盟店申込書に記載された個人情報（代表者氏名、代表者住所、代表者生年月日、電話番号等加盟店が申込時および変更届時に届け出た事項）を利用すること（これらの情報を紐付けて利用することを含む。）に同意するものとします。

(d) 会員等は、当社が、**本第18.1条第(a)項ⅰ号**および**ⅱ号**の目的のため、**本第18.1条第(a)項ⅰ号**乃至**ⅸ号**の個人情報を以下の者との間で共同して利用することに同意するものとします。これらの情報の管理について責任は当社が有するものとします。以下ⅱの者が外国にある場合における、当該外国の名称、当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報および以下ⅱの者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報その他参考となる情報は当社のホームページをご確認ください。

ⅰ. 当社が財務・事業の方針の決定を直接間接に支配する会社、ならびに、当社の財務・事業の方針の決定を直接間接に支配している会社、および係る会社の共通の支配に服する会社

ⅱ. カード面に名称またはロゴマークが付された提携先企業

(e) 会員等は、以下の場合に、当社が**本第18.1条第(a)項**および**ⅸ号**のうち目的達成に必要最小限の個人情報をそれぞれ以下に記載の者に対して提供し、提供先が利用することに同意するものとし、以下の場合のうち法人会員が提供先を指定して当社に個人情報の移転を指示するときは、会員等からの同意取得または本委託先の監督その他個人情報保護法上必要となる対応（本委託先が国外にある者の場合、個人情報の国外移転のために必要となる対応を含む。）を法人会員の責任で行うものとします。なお、以下の者が外国にある場合における、当該外国の名称、当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報および以下の者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報その他参考となる情報は当社のホームページをご確認ください。

ⅰ. 会員等の依頼に基づく旅行の手配などのために、運送・宿泊機関等および手配代行者（外国にある第三者を含み、かつ必要な場合に限る）に対し、個人情報を電磁的方法等で送付することにより提供する場合

ⅱ. 会員等の依頼に基づくクレジット・カードの付帯サービス（レストランの予約・ポイントの利用等）の提供のため、サービス提供会社（外国にある会社を含む）に対し個人情報を提供する場合

ⅲ. 法人会員における出張管理・経費管理および効率化のための分析ならびにアカウントの管理（カードに関する各種手続きを含む）等のため、法人会員、法人会員の関連会社（外国にある関連会社を含む）、または法人会員が指定する第三者（外国にある第三者を含む）に提出する場合

(f) **本第18.1条第(b)項ⅲ号、ⅳ号**による同意を得た範囲内で当社が会員等の個人情報を利用、提供している場合であっても、中止の申し出があった場合は、それ以降当社での利用、他社への提供を中止する措置をとるものとします。ただし、カードおよびご利用代金明細書同封の営業案内等の発送はこの限りではありません。

(g) 会員等は、**本第18.1条第(a)項ⅰ号**および**ⅷ号**の個人情報について、当社が、与信判断および不正利用対策のため、アメリカ合衆国にある不正検知システムを運営する提供先に提出すること、および、当該提供先の不正検知システムによる検出結果を当社が取得・利用することに同意するものとします。なお、当該提供先は、当社から提出を受けた個人情報を本項に規定された目的を達成した後、消去いたします。アメリカ合衆国における個人情報の保護に関する制度に関する情報および提供先が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報その他参考となる情報は当社のホームページをご確認ください。

第18.2条（情報の開示、訂正・削除）

(a) 会員等は、当社および加盟信用情報機関に対して、個人情報保護に関する法律の定めるところに従い所定の方法により、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

ⅰ. 当社に開示を求める場合は、本規約末尾に記載のお問い合わせ先にご連絡ください。

(b) 万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は速やかに訂正または削除に応じます。

第18.3条（不同意の場合）

当社は、会員等が入会の申込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本章に定める個人情報の取扱いの全部または一部を承認しない場合、入会を断りまたは退会手続きを取ることがあります。ただし、**第18.1条第(b)項ⅰ号、ⅱ号**の取扱いを承認しない場合はこの限りではありません。

第18.4条（契約の不成立および会員資格取消・退会の場合）

(a) 本契約が不成立の場合であっても、入会申込みをした事実は、**第18.1条**および**第18.2条第(a)項ⅱ号**に基づき、不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

(b) 当社は、カードの表面に刻印されているカード有効期間の経過、退会、会員資格取消等により会員資格を喪失した後においても、**第18.1条第(a)項**および**第(b)項ⅸ号**ならびに**第18.2条第(a)項**に定める目的で、法令等または当社が定める所定の期間、個人情報を保有し、利用します。

第19条（外国為替、税金その他）

法人会員およびカード会員は、日本またはその他該当する国の法律に基づき、カード、カード利用もしくはその利用代金に課せられる税金を支払うものとします。法律によって禁止されている場合を除いて、当社は係る金額の全額または一部（当社の裁量による。）をカード会員に請求するものとし、また事前に請求する場合があります。カード会員は、外国為替に関する法律、税法、またはその他のカード利用に適用される法律を遵守し、自己の違反行為の結果、当社が損害を被った場合はそれを弁償することについて同意するものとします。

第20条（カード利用代金等の回収に要する費用）

当社が合理的な範囲でカード利用代金等の回収または回収を試みるために要した費用（弁護士費用を含む。）については、法により禁止される場合を除き、法人会員に負担していただきます。

第21条（会員資格の一時停止および取消等）

(a) 当社は、次の各号に1つでも該当した場合は、第ⅴ号、ⅶ号のときは法人会員またはカード会員に通知のうえ、その他の時はあらかじめ通知をすることなく、いつでもカード会員のカード利用の一時停止を含む利用制限または会員資格の取消をすることができます。

ⅰ. カード会員がカード入会申込書その他において、当社に対して虚偽の申告をした場合

ⅱ. カード会員が本規約の条項その他当社との合意事項に違反した場合

ⅲ. カード会員が当社に対する債務の履行を怠った場合

ⅳ. カード会員の支払能力が悪化したと当社が認めた場合

ⅴ. 当社が定める任意の時点において、直近の１２ヶ月の間にカード利用が一度も無かった場合

ⅵ. **第11条**に基づき発行された更新カードが、カード会員の住所変更等の理由により当社に返送された場合

ⅶ. カード会員が**第25条第(a)項**各号のいずれかに該当した場合または同条第(b)項各号のいずれかに該当する行為をした場合、もしくは同条の表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合

ⅷ. 法人会員またはカード会員が当社（当社が業務委託する者を含む。）の従業員に対して次の①から⑤に掲げる行為その他の当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合（第三者を利用して行った場合を含む。）

①暴力、威嚇、脅迫、強要

②暴言、性的な言動、セクハラ行為、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動

③人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動

④長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ

⑤金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と認められる要求

ⅸ. 前号の事由によりカード会員が当社との契約を継続することが不適切であると当社が認めた場合

ⅹ. その他、カード会員のカード利用態様等が適当でないと当社が認めた場合

(b) 当社は、会員資格が取り消されたカード会員の氏名およびカード番号を無効番号通知書に掲載することができます。資格を取り消されたカード会員はカードを半分に切断して直ちに破棄しカード情報を通知した書面を破棄するものとします。この場合、**第7条**に定め

る支払期日にかかわらず、期限の利益を喪失し、当社に対する一切の債務を直ちに弁済していただきます。また、お支払いいただくべき金額に対し、下記料金表に記載の料率で算定する遅延損害金を支払うものとします。

第22条（退会）

(a) 法人会員またはカード会員は、カード会員の退会をいつでも届け出ることができます。（部署名義等カードの場合は、法人会員が部署名義等カードの退会を届け出ることができるものとします）退会は、法人会員またはカード会員が当社に対して通知し、当社がその意思を確認した時点で有効となります 。なお、係る退会届出については、当社に登録された連絡担当者からの通知も法人会員の通知とみなすものとします。退会した場合、法人会員もしくはカード会員はカードを半分に切断して直ちに破棄しカード情報を通知した書面は破棄するものとします。退会後も、法人会員およびカード会員は、カードを破棄する前に発生する（プラスチック・カードを発行しないアカウントの場合は、退会が本項に基づき有効となる前に発生する）カード利用代金等の一切について、**第4条**に定める支払責任に従って、その支払いの責任を負うものとします。

(b) カード会員が退職した場合、カード会員資格は取り消されるものとし、前項に従ってそのカードを破棄するものとします。

(c) カードは当社よりカード会員に貸与されたもので、当社の所有に属します。

(d) 当社は加盟店に対して、会員資格を取り消されたカードについての情報を通知する場合があります。理由の如何にかかわらずカード会員がカード会員資格を失ったときは、いかなる目的でもカードを使用してはなりません。当社が要請するときは、加盟店その他当社が指定する者にカードを手渡すものとします。

第23条（当社の責任）

当社がカード会員のカードもしくはカード利用に関して当社の責任を履行せず、その直接の結果カード会員が損害を被った場合、当社はその損害について賠償するものとします。間接損害、派生的損害、偶発的損害、逸失利益その他、当社の不履行が直接かつ当然の原因ではない損害（特別の状況で発生する損害を含む。）については、当社は一切責任を負いません。当社はいかなる場合も、第三者の行為（システム・機器の不具合を含む。）に起因する損害については責任を負いません。

第24条（本規約の改定）

(a) 当社は、次の各号に該当する場合には、本規約の変更の効力発生時期を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を、当社のウェブサイトへ掲載するほか、必要があるときは法人会員またはカード会員に通知する方法その他の相当な方法により周知することによって、本規約を改定することができます。なお、**第 ii 号**に該当する場合には、当社は、定めた効力発生時期が到来するまでに、当社のウェブサイトへの掲載等を行うものとします。

ⅰ. 改定の内容が会員の一般の利益に適合するとき

ⅱ. 改定の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、改定の必要性、改定後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき

(b) 当社は、前項に基づくほか、30日前までに、法人会員またはカード会員に対して文書等により通知することによって、または当社のウェブサイトへの掲載等による公表を行うことによって、本規約の各規定を変更することができるものとします。この場合、当該公表の後のカード利用をもってカード会員の変更に対する承諾の意思表示とし、当該意思表示をもって変更日以降に発生するカード利用代金等のすべてについて、変更後の規約が適用されるものとします。

第25条（反社会的勢力でないことの表明および確約）

(a) カード会員は、カード会員が、現在かつ将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを表明、確約します

ⅰ. 暴力団

ⅱ. 暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者

ⅲ. 暴力団準構成員

ⅳ. 暴力団関係企業

ⅴ. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

ⅵ. 暴力団員等（**第 i 号**から**第 v 号**のいずれかに該当する者をいいます。本条において同じ。）の共生者

ⅶ. 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

ⅷ. テロリスト等（疑いがある場合を含む）

ⅸ. その他前各号に準ずると当社が認めた者

(b) カード会員は、自らまたは第三者を利用して次の号のいずれの行為も行わないことを確約します。

ⅰ. 暴力的な要求行為

ⅱ. 法的な責任を超えた不当な要求行為

ⅲ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

ⅳ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為

ⅴ. その他前各号に準ずる行為

(c) **第（a）項第 vi 号**に定める「暴力団員等の共生者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。

ⅰ. 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者

ⅱ. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者

第26条（犯罪収益移転防止法等に基づく対応）

(a) カード会員は、当社が犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という。）および同法に関連するガイドライン等に基づき行う、カード会員に関する情報や具体的な取引の内容等の確認に関して、以下の事項に異議なく同意します。

ⅰ. 当社から運転免許証その他の資料またはその写しの提示または提出を求められたときは、これに協力すること（当社から追加資料の提示または提出を求められた場合を含む。）

ⅱ. 当社からカード利用の取引目的その他の取引内容等の確認を求められたときは、これに協力すること

ⅲ. 前各号の場合について、当社から提示、提出または回答の期限の指定を受けたときは、正当な理由のない限り、期限内の対応を行うこと

ⅳ. 前各号の確認に対するカード会員の回答、具体的な取引の内容、カード会員の説明およびその他の事情を考慮して、当社が マネーロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、カード利用の全部または一部が制限または停止されることがあること

(b) 法人会員またはカード会員は、外国の重要な公的地位を現在もしくは過去に有する者またはその家族（犯罪収益移転防止法施行令第12 条第3 項各号に掲げる者であって、以下「外国PEPs」という。）に該当する場合（入会後に該当することとなった場合を含む。）は、その旨およびその国名と職名を直ちに当社へ届け出るものとします。

(c) カード会員は、外国為替および外国貿易管理に関する法令等により一定の手続きが必要な場合、当社の要求に応じこの手続きを行うものとし、または日本国外でのカード利用の全部または一部の制限または停止に応じるものとします。

第27条（その他）

(a) 法人会員がカードに関する管理責任者に任命するその役員もしくは従業員は、カード会員のカード利用状況、カード利用可能枠の設定、カード会員資格の取り消し、カード会員情報の更新等を含む、本規約に関するすべての事項について法人会員に代わって行うことができるものとします。

(b) カード会員は、カード会員へのカードの発行が法人会員と当社との間の契約および法人会員の要請に基づくものであることを理解し、法人会員によるアカウント管理等のため、当社が法人会員に対してカード会員へ発行したカードに係る情報（クレジット・カード番号、カード利用状況等を含む。）を開示することをあらかじめ承諾するものとします。

(c) 当社が本規約に基づき行う通知は、いかなる場合も7日後にはカード会員に届いたものとみなすことができるものとします。（カード会員がそれ以前に受取った場合は除きます。）

(d) 当社はカード会員の同意を得ることなく、いつでも本規約に基づく契約関係を譲渡することができるものとします。

(e) 当社が本規約に基づく権利のいずれかを行使しない場合も当社の権利の放棄とはみなされないものとします。

(f) 本規約には日本の法律が適用されるものとします。本規約に関し生じた紛議については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

料金表

コーポレート・パーチェシング・カード年会費	別途定めるものとします。
外貨取扱手数料	2%
遅延損害金	月利1.10%の料率で、支払遅延金額（遅延損害金を除く）について算定します。ただし、法人会員と当社が別段の合意をしている場合はその方法に従います。

アメリカン・エキスプレス・インターナショナル, Inc.
メンバーシップ・サービス・センター
〒105-6920　東京都港区虎ノ門4-1-1
電話番号　0120-974990　URL: https://www.americanexpress.co.jp

（2023年10月1日改訂）